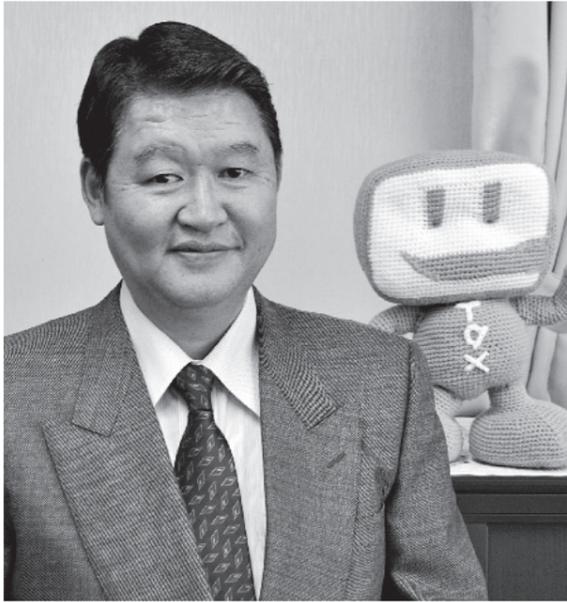


# 発展、変貌する街とともに 地域に根ざした税務行政を

## 荒川税務署 奥村誠署長に聞く



### <プロフィール>

奥村 誠 (おくむら まこと)

青森県八戸市出身。千葉南税務署副署長、世田谷税務署副署長、東京派遣国税庁監察官、広島派遣国税庁主任監察官、東京国税局調査第一部特別国税調査官、東京国税局課税第二部統括国税実査官、税務大学校東京研修所幹事、大森税務署長などを歴任し同職に就任。休日には仲間と「楽しくプレーする」をモットーにしたゴルフや、美術館巡りなどで息抜きをする。

# 使って実感！ ネットで申告

東京都の北部に位置する荒川区。都電荒川線が区内を横断し、日暮里の織機問屋街など古くからの街並みが残る、下町風情に溢れるエリアだ。そんな荒川区を管轄しているのが「荒川税務署」である。同署ではいま、インターネットを活用した確定申告の普及や効率的な税務行政の運営に向けて全力で取り組んでいるところだという。そんな同署の取り組みについて、同署で陣頭指揮を取る奥村誠署長に話を聞いた。(敬称略)

Q: 荒川税務署に今年7月に着任なさったそうですね。街の印象はいかがですか。また、荒川署の特色、管内の特徴などについて教えてください。

奥村 荒川区は、「山の手」エリアに対して「川の手」と呼ばれるエリアで、いわゆる下町情緒が感じられる土地柄です。管内には43の商店街があり、商業的にも非常に活気溢れる地域と言えるのではないのでしょうか。また近年、日暮里・舎人ライナーや成田スカイアクセスが開業するなど、交通アクセスが飛躍的に高まっているほか、犯罪の発生率は文京区に次いで

低い地域と聞いていますので、大変住みやすい街という感じがしています。日暮里、南千住地区の再開発によって、高層ビルや高層マンションが立ち並ぶといった近代的な景観を持つ一方、昔ながらの歴史と伝統が息づく街並みも並存しており、多様な表情を持つというといった印象です。

Q: 今年も「税を考える週間」がやってきます。税務署としての取り組み、管内で行われたイベントなどについて教えてください。

奥村 国税庁では、毎年11月11日～17日を「税を考える週間」として、中学生が税についてどのように考えているのか、ぜひご覧になっていただきたいと思っています。また、「税を考える週間」に併せて、税理士会による税の無料相談や各地域の子ども祭り、福祉

祭りに関しては各民間協力団体による各種催しが行われました。特に、荒川区は各地域の子ども祭りが盛んで、少子高齢化時代ということとを忘れるくらいに盛況に開催されており、次世代を担う子どもたちの元気な姿を見て頼もしく感じています。

Q: いま最も力を入れて取り組むことを教えてください。

奥村 納税者の方がインターネットを利用して、自宅やオフィスなどから確定申告・納税ができる「e-Tax」の普及促進に力を入れているところです。

## 確定申告はe-Tax！ 地方税はeLTAXで！！

Q: e-Taxを利用していることがあつた場合、どうすればいいのでしょうか？

奥村 e-Taxの利用に関して分からないことがありましたら、当署までご連絡ください。e-Taxの利用を全面的にバックアップするため、署内に「e-レンジャー」というサポートチームを組織しております。パソコンやe-Taxのシステムに詳しいスタッフが丁寧に対応いたしますので、どんどん利用していただきたいと思っています。

Q: 地域の税務行政を運営する税務署の長として、運営に当たって大切に

員会、荒川都税事務所、税務関係6団体の協力を制が極めて良好で、租税教育も盛んに行われています。特に、社団法人荒川法人会の青年部会が実施する「税金ジュニアスクール」は学校の先生方からの評判も良く、「今年もぜひうちでやっていただきたい」とオーダーが入るほどです。

Q: 「規程ある職場であること」などを話し合える風通しの

この「e-Tax」を利用しますと、①税務署を訪れる必要がないので、来署にかかる時間や交通費を節約できる②税務署の窓口が開いていない時間でも手続きを行うことができる③所得税の確定申告であれば、医療費の領収証や源泉徴収票の添付を省略することができる——といったさまざまなメリットを受けることができます。

Q: 「規程ある職場であること」などを話し合える風通しの

Q: 「規程ある職場であること」などを話し合える風通しの

Q: 「規程ある職場であること」などを話し合える風通しの

めざします 企業の繁栄と社会への貢献

## 社団法人 荒川法人会

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 6-7-6  
TEL: 03-3893-9836 FAX: 03-3810-1385  
URL: http://www.jah.ne.jp/~ara-hou/  
E-mail ara-hou@tcn-catv.ne.jp

税金・金融・保険 なんでも御相談下さい。

## 社団法人 荒川青色申告会

〒116-0002 東京都荒川区荒川 5-7-1  
TEL: 03-3803-0626 FAX: 03-3803-0628  
URL: http://www.ar-airo.com/  
E-mail arakawa@ar-airo.com



▲マイルは出張のひそかな楽しみ!?

# 忘れてませんか!? マイルの税金

## 社長が私的利用なら課税も

飛行機を使っただけの出張が多い社長の中には、航空会社が提供する「マイル」がたまるのをひそかな楽しみにしている人も多いことだろう。同族会社などであれば、法人名義でたまったマイルを社長が私的に使うことも別段珍しいことではない。だが、その場合、税金がらみで思わぬ落とし穴があるので、マイルに関する税務上の取り扱いをしっかりと押さえておきたい。

航空機業界に低価格化の波が押し寄せている。マレーシアの格安航空会社(LCC)のエア・アジアはこのほど、今年12月から羽田・クアラルンプール間の就航を発表。運賃は、片道で大手航空会社の半額程度の1万2万5千円に設定。来年7月まではキャンペーン価格としてなんと5千円(別に空港税など3千円が必要)にする。

また、こうした低価格化の流れを受け、国内最大手のANAもLCCの設立を発表。関西国際空港を拠点とし、平成23年度下半期に運行を開始する予定だという。すでに関西の経済団体からは、ANAのLCC設立に賛成する声が多数上がつっており、出張などで積極的に利用することを表明するなど、支援の動きも出てきている。

海外の格安航空会社には、飛行機での移動距離に応じて「マイル」がたまる、いわゆる「マイルレージサービス」を提供しているものも多いが、ANAが格安航空会社に参入するとなると、通常のANA便や提携航空会社の便と同様にマイルが獲得できると考えられる。日ごろから出張などでマイルをためている人にとって朗報といえそうだ。

ところで、「出張でためたマイルで家族旅行」といった話はよく耳にするが、企業のオーナー社長が、会社名義のカードでためたマイルを私的に利用する場合は注意。マイルに関する社内規定により税務上の取り扱いが変わってくるが、場合によっては「経済的な利益の供与」があったものとされる可能性もある。

この場合、臨時的な役員給与として損金不算入である上、所得税まで課されてしまう。

また、マイルレージ機能付きのカードには、そのカードを使って各種料金を支払うことで、金額に応じてマイルが付与されるタイプのものも出回っている。そこで、社長が会社の飲み会などを企画し、社長個人のカードで支払いをしてマイルを荒稼ぎしているケースもある。この場合にも、付与されたマイルは役員給与になりそうなのだが、実際のところ、そのマイルにかかる源泉所得税を把握することは難しい。そのため当局では、付与されたポイントを金品などに交換した際の一時所得として申告しているかどうかチェックしているようだ。

## 忘れてませんか印紙税

税務調査が盛んな季節だ。税理士も経営者も、法人税の調査は対応に必死になるが、忘れがちなのが「印紙税にも調査はある」ということ。印紙税の税務調査で「貼り忘れは3倍の過怠税!」



は、課税対象となる書類一式がチェックされる。印紙税は印紙を課税文書に貼り付けることで納付する。基本的だがうっかりしがちなのが「貼り忘れ」だ。「契約書」や「覚書」なら、そのタイトルから印紙税の貼り忘れは少ない。ただ、契約の前段階で交わされる「仮契約書」にも印紙は必要。調査官には「正式な書類ではないから」という言い分は聞いてはもらえない。仮契約書も課税事項の証明をするものなら、印紙税の課税文

書だ。印紙を貼ると同時に重要なのが「消印を押す」こと。消印忘れも貼り忘れと同じく「納税していない」と扱われる。印紙税は、貼り忘れや消印忘れで受けるダメージが大きい。「不納付税額+不納付税額の2倍」の合計額が過怠税として徴収される。

調査で指摘されたら3倍ペナルティとなるが、調査前なら自主的に「印紙税不納付事実申出書」を税務署に提出すれば、過怠税を1.1倍に抑えることができる。

### 調査前なら過怠税減らせる

## 還付加算金10億円削減も

会計検査院はこのほど、法人税・消費税の還付加算金の計算期間について改善の必要があるとする見解を示した。

計算期間の起算日は、消費税法により「確定申告書の提出期限の翌日」とされている。一方で、③にかかる加算金の計算期間の起算日は、国税通則法により「更正の請求の翌日から3カ月が経過する日または更正があった日の翌日から1カ月を経過する日のいずれか早い日の翌日」とされている。

会計検査院が問題視したのは、①法人税の中間納付額②消費税の仕入税額などあらかじめ納付したものに係る還付加算金③確定申告後に納付した税額そのものが減額更正されたことによる過誤納金にかかる還付加算金との計算期間のズレ。

①②と③を比較すると、③にかかる加算金の計算期間には、「税務当局が還付金の発生を認識できない期間」が含まれていない。ところが、①②にかかる加算金の計

### 会計検査院が財務省に指摘

## 『沖田不動産鑑定士・税理士事務所』人気DVDのご案内

### 税理士・会計事務所の皆様! 広大地に該当するかどうかのお悩みを解決します!!

# 広大地評価実例紹介と広大地を活用した節税対策DVD

資産税専門の『沖田不動産鑑定士・税理士事務所』が主催する人気セミナーを収録!! 「広大地に該当するか、しないか?」は相続税額に大きな影響を及ぼします。解釈の難しい広大地判定のポイントや、実際に行った最新事例を一挙に公開いたします!



沖田不動産鑑定士・税理士事務所 主催セミナー  
『絶対に知っておきたい!! 広大地評価のポイント』

- ◆開催日: 12月6日(月)
- ◆場所: 大宮ソニックシティ9階905会議室 (JR大宮駅西口徒歩5分)
- ◆時間: 13時30分~16時30分
- ◆費用: 1人4,000円(テキスト代として)
- ◆定員: 30名(先着順となります)

講師: 不動産鑑定士・税理士 沖田豊明

講義終了後に広大地などに関する無料相談会も行ってまいりますので、お気軽にお問合せください。

<税理士・会計事務所・広大地オーナー様向け>

- ①『不動産鑑定士から見た広大地評価の留意点』  
【第1~第3講座+テキストセット 総収録時間約155分 頒価¥10,500(税・送料込)】
- ②『広大地評価実例紹介と広大地を利用した相続税対策』  
【第1~第3講座+テキストセット 総収録時間約180分 頒価¥10,500(税・送料込)】
- ③『絶対に知っておきたい! 道路と相続税土地評価』  
【第1~第3部+テキストセット 総収録時間約155分 頒価¥10,500(税・送料込)】

お申込み お問合せ 沖田不動産鑑定士・税理士事務所 〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-6第1ビル4階  
TEL: 048 (228) 2501 FAX: 048 (228) 2502

# TAX・経営プチ解説

## ソフトの取得価額

### 買うか自作かで差

オフィスにパソコン・1人1台が、もはや当たり前の時代だ。しかし、パソコンはパソコンだけでは仕事ができない。各種ソフトウェアを入れてこそそのパソコンだ。

パソコンを買ったとき、最初から付いてくるソフトだけで足りるということはまずない。業種によっては、特殊で高額なソフトウェアが必要になることもある。また、会社によってはソフトウェアを自作するということもあるだろう。

ソフトウェアは、減価償却資産(無形固定資産)だが、取得価額は購入したのか自社で制作したのかで異なる。

ソフトウェアを購入した場合の取得価額は、「購

▶ 会社のパソコンは1人1台が  
当たり前



入の代価+購入に要した費用+事業の用に供するために直接要した費用」になる。

ソフトウェアの導入にあたって必要とされる設定作業、自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業などの費用の額が、取得価額に算入されるわけだ。

ソフトウェアを自作した場合は、「製作などに要した原材料費・労務費・経費の額+事業の用に供するために直接要した費」が取得価額とされる。

ただし、①製作計画の変更などにより、いわゆる「仕損じ」があったため不要となったことが明らかであるものに係る費用②研究開発費(自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得または費用削減にならないことが明らかであるものに限り)③製作などのために要し

た間接費、付随費用などで、その合計額が少額(製作原価のおおむね3%以内)であるもの——これらの費用は取得価額に含めないことができる。

ソフトウェアの耐用年数は、複写して販売するための原本、および研究開発用のものは「3年」。そのほかのものは「5年」だ。

## 創立記念品を支給

### 「元従業員」でも損金

「創立50周年」など節目のタイミングで、社員に対して創立記念品を支給するケースは珍しくない。

企業がもっぱら従業員の慰安のために行う運動会、演芸会、旅行などのために通常要する費用については、その運動会、演芸会、旅行などが全社員を対象としていることなどを条件に、交際費ではなく福利厚生費として取り扱うことが可能とされている。

また、創立記念、増資記念、工事完成記念または合併記念などに際して、その記念として支給す

る記念品のうち、①社会通念上、記念品としてふさわしいものであり、その価額が1万円以下のもの②創立記念のように一定期間ごとに到来する記念に際して支給する記念品については、おおむね5年以上の期間ごとに支給するもの——といった2つの条件を満たしているものについても、その購入費用を福利厚生費として損金の額に算入することができる(法人税基本通達36-22)。

ところで、現時点で在籍している従業員に対してだけでなく、定年退職者で組織されるOB会などの在籍者に対してもこうした記念品を配るケースは少なくない。この場合、「元従業員」に対して支給される記念品についてはどうなるのだろうか。

これについて国税庁は、「元従業員にいわば一律に支給される創業記念品については、従業員と同様に扱うことが相当」であることを明確化している。

一方、「一律に支給」「高額でない」といった条件を満たしている創立記念品であっても、関連会社や取引先の社員などに支給された場合、その購入費用は交際費となってしまふ。

## 自家消費した商品

### 消費税に例外あり

個人事業主にとって、自分の販売する商品や事業用資産をちょっとばかり私用で使ったり消費するというのはよくある話。

このように、個人事業者が棚卸資産や、事業用に使っていた棚卸資産以外の資産を家事のために消費したり、使用したりすることを税務上では「自家消費」といわれている。

「自家消費」は自由度が高い個人事業者ならではの「特典」ともいえるが、このような個人事業者の自家消費は、消費税において原則とは異なった取り扱いがされているので気を付けたいところだ。

消費税は、実際に受領した課税資産の譲渡など

の対価が課税標準となるのが原則。

しかし、対価を得ない取引でも、対価を得て行う資産の譲渡と見なして課税される場合や、一定の取引でその対価の額が時価に比べて著しく低い場合にはその時価を対価の額と見なして課税される場合もある。

その具体例として挙げられるのが、個人事業者の自家消費と法人がその役員に対して行う資産の贈与および著しく低い価額による譲渡だ。

個人事業者が棚卸資産などを自家消費した場合には、その自家消費した資産の消費もしくは使用した時点の資産の価額、すなわち時価に相当する金額を課税標準と見なして課税されることになる。

ただし、その棚卸資産の仕入価額以上の金額で、しかも、通常ほかに販売する価額のおおむね50%に相当する金額以上の金額を対価の相当額として確定申告した場合は、その申告での取り扱いが認められるので覚えておきたい。

## 経営者のための 月刊社長のミカタ

経営者のための 経営・財務情報紙 月刊社長のミカタ  
税務・財務情報に特化して60年超——。  
信頼と実績のエヌビー通信社が誇りを持って、  
35年ぶりに新創刊する経営・税務情報月刊紙！  
中小企業のオーナー社長必読の経営(資金繰り、経営改善、  
社保・年金、関連法令情報など)と税務(事業承継、相続税、  
法人税対策情報など)の「詳報」が満載!!



毎月28日付・タブロイド判・12頁建以上  
年間購読料9,000円(送料・消費税込)

※『社長のミカタ』は顧問先・関与先企業様への配布ツールとしてもご利用いただけます。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ TEL:0120-074-601/03-3971-0114(直通) エヌビー通信社 事業企画課 171-8558 豊島区南池袋3-8-4

## 東京商工会議所荒川支部からのお知らせ

会員・非会員問わずご利用できます。

### —マル経融資—

小規模企業のみなさんへ  
(土業の方もご利用可能です)

無担保・無保証

1,500万円

金利 年1.75% (10月18日現在)

### —窓口専門相談—

(要事前予約)

法律相談→毎月第2木曜

税務相談→平成23年

1/25~3/8の火曜

13:00~16:00

東京商工会議所 荒川支部 (TEL:3803-0538)

〒116-0002 東京都荒川区荒川2-1-5 セントラル荒川ビル9階

## めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長 大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。

地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めております。

全法連は、約100万社の会員企業  
41都道県に442の会を擁する団体です。

### —主な活動は—

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。  
上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。  
会費はそれぞれの法人会によって異なります。

財団法人 全国法人会総連合 〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4  
TEL.03-3357-6681 http://www.zenkokuhojinkai.or.jp



# 納税通信

東京国税局管内 特別号外  
荒川区エリア版  
平成22年11月16日発行  
©エヌピー通信社

【納税通信】(東京国税局管内 特別号外 荒川区エリア版)は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、荒川区全域の「日本経済新聞」(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては荒川税務署に取材面でご協力いただきました。また、荒川法人会、荒川青色申告会、東京税理士会荒川支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体などに、ご賛同およびご協力をいただきました。紙上で御礼申し上げます。

【エヌピー通信社・編集局企画編集室】

## <お知らせ>

本紙『納税通信』の通常号は  
毎週月曜日発行です。

年間購読料(前納・送料共)36,700円

購読・広告申込 [www.nouzei.jp](http://www.nouzei.jp)  
03(3971)0114(直通)

消費税法では、生産から流通に至る各段階で二重、三重に消費税を課さないように、課税売上に係る消費税から課税仕入れに係る消費税を控除し、消費税が累積しない仕組みが採られている。

ところが、「消費税を課さない」(消費税法6条)とする非課税規定の適用業種になると、消費税が課税されない代わりに、仕入税額控除が適用できないことになる。

この非課税規定で頭を抱えているひとつに医療機関がある。保険診療を行う医療機関では、患者から消費税を取らない。さらに、非課税ということ、問屋から医薬品などを仕入れるときに負担した消費税を控除することもできない。つまり、最終

## 税制改正要望の重点項目に

消費者として消費税を負担することになるのだ。また、消費税の課税仕入れは、



▲消費税アップとなればさらに厳しいことに…

医療機関にとって、社会保険料報酬などの消費税は、経営を圧迫する頭の痛い問題になっている。そのため、日本医師会がこのほど発表した平成23年度税制改正に向けた要望「2011年度医療に関する税制に対する意見」にも、「消費税対策」が重点要望として盛り込まれている。ただ、同問題についての税制改正要望は、毎年盛り込まれているもので、解決の糸口は見えていない状況だ。

# 医療機関が消費税で悲鳴!!

医薬品の仕入れだけでなく、水道光熱費などの諸経費、医療器械や備品の購入費など、消費税一般を課税対象とするので、ここでも消費税負担が生じてくる。

そのため、日本医師会では、かねてより非課税規定の撤廃を求め税制改正要望を提出している。このほどまとめた平成23年度税制改正要望にも、重点要望として消費税問題を盛り込んだ。具体的には、①社会保険診療報酬などに対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可

能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善する②改めるまでの緊急措置として、設備投資にかかわる仕入税額を控除する特例措置を創設する③社会保険診療報酬などに対する事業税非課税の特例措置を存続させる—などだ。

日本医師会の今村聡常務理事は、記者会見で、医療機関では社会保険診療収入の2%以上の割合で控除対象外消費税が発生しているというデータで提示。仮に割合が2・20%だった場合、診療報酬に上乗せされた1・53%が補てんされているとしても、残りの0・67%を負担している現状があると指摘し、2008年度の国民医療費の動向から試算した医療機関全体の負担額は約2200億円になるとした。その上で、控除対象外消費税は医療機関の経営を圧迫する大きな原因であり、抜本的に解決してほしいと強調。また、「医療機関がきちんと存続していくには、診療報酬だけの話だけでも駄目だし、税の話だけでも駄目。医療機関の税制上の優遇は、診療報酬が廉価だから起こっているという話があるのであれば、そもそもそこを一体的に議論してほしい」と述べた。

このように、消費税法の「消費税を課さない」とする非課税規定は、消費者には消費税が課されないとしても、真の意味で非課税とはなっていないのだ。

そのため、一部専門家の間では、保険診療報酬に係る消費税を真の意味で非課税とするため

には、「課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額」を負担しない仕組みを構築しなければ、真の意味での非課税にならないと指摘する。

そこで、クローズアップされているのが「ゼロ税率」の導入だ。これは、消費税の仕組みから、保険診療報酬を消費税の課税対象とした上で、「ゼロ税率」

「免税制度」を導入するというもの。現行消費税法でも、「課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額」を負担しない仕組みとして、「消費税を免除する」(消費税法第7条・輸出免税等) 免税制度がある。

一方でゼロ税率とは、課税資産の譲渡などの対価を課税扱いすることにより、標準税率に対して税率をゼロパーセントにすることで課税を免除するのだ。

ゼロ税率を採用すると、形式的には消費税の課税となるが、消費税の税率はゼロパーセントなので、消費税の負担が生じることなく、事業者は「課税資産の譲渡等の対価の額である課税標準額に対する消費税額(0%)」から「その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額」を控除することができることになる。つまり、ゼロ税率にすれば患者負担は生ぜず、また医療機関にも消費税負担は生じないわけだ。

ヨーロッパ諸国でも、イギリスでは、食料品や医薬品、居住用建物の建築等について、スウェーデンでは、医薬品(医療機関による処方)などにゼロ税率を採用している。

現状、ゼロ税率の導入は、「医師会だけの要望では力が弱過ぎる」との声も少なくない。介護サービスなども同様であり、関連業界からの要望が待たれている。

## 非課税制度はありがた迷惑

税理士依頼は税理士会へ。  
税理士は税と企業のアドバイザー。

### 東京税理士会 荒川支部

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里6-7-6  
(荒川税務署隣り)

TEL: 03-3800-5577 FAX: 03-3800-1465  
URL: <http://www.tokyozeirishikai-arakawa.jp/>  
E-mail: [info@tokyozeirishikai-arakawa.jp](mailto:info@tokyozeirishikai-arakawa.jp)

磯野照樹税理士事務所

### 税理士 磯野 照樹

〒116-0002 東京都荒川区荒川6丁目31番9号

TEL: 03-3893-9333 FAX: 03-3800-3374